

## 地域再生計画

### 1．地域再生計画の名称

賑わいと心地よさあふれる 融合のまちづくり再生計画

### 2．地域再生計画の作成主体の名称

栃木県芳賀郡二宮町

### 3．地域再生計画の区域

栃木県芳賀郡二宮町の全域

### 4．地域再生計画の目標

二宮町は、栃木県の東南端に位置し、人口 16,750 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）、面積 55.45 平方キロメートルである。町中央部を南北に真岡鉄道、国道 294 号が平行してはしり、国道を中心にして市街地が発達している。東部は五行川から小貝川右岸まで平坦な水田地帯であり、小貝川左岸は丘陵地となっている。西部は町中央部より台地状の地を経て鬼怒川まで平坦な水田地帯である。本町の主要河川は西に鬼怒川、中央東寄りに五行川、東に小貝川が各々南流し、町域を四分している。本町の産業特性として一般世帯に対する農業世帯の割合は 38.5% であり農業主導の産業構造がうかがえ、肥沃な土壌と豊富な水資源により水稲と施設野菜の複合経営が盛んである。特にいちごの粗生産額は 2 位を大きく引き離し全国第 1 位を誇っている。

しかし、市街地にあっては生活の都市化、多様化に伴い公共水域の汚濁が顕著化している。また、農村部についても集落に沿って用水路があり、雑排水を用水路に流しているため農作物への影響が懸念される状況である。

本町では生活排水を処理するために昭和 63 年からは市街地を中心とした地域で公共下水道事業を、平成 5 年からは東部の農村地域で農業集落排水事業を、平成 2 年からは浄化槽の個人設置型事業を展開し、平成 16 年度末の汚水処理人口普及率は、41.4% にまで達したものの依然低迷している状況である。

このため、汚水処理施設整備を一層促進し、市街地の住環境整備による都市の健全な発展、農村地域の農業用排水の水質保全及び集落の生活環境の改善を図る。

本町は町づくりの理念である「賑わいと心地よさあふれる 融合のまちづくり」を将来像に快適な住環境整備を推進している。この取り組みのために、汚水処理対策の推進により、町の中心的な役割を担う市街地と基幹産業としての農業を支える集落のそれぞれの特徴を活かし、相互協力できる環境の中で活力あるまちづくりと地域の再生を目指す。

（目標 1）汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口を 7,260 人から 10,340 人に向上）  
平成 21 年度目標

（目標 2）汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口普及率を 43.3% から 61.7% に向上）  
平成 21 年度目標

（目標 3）「賑わいと心地よさあふれる 融合のまちづくり」のための住民意識の向上

町で進めている生涯学習を通じ、汚水処理の必要性について理解を深め、活力のあるまちづくりを展開するため、下水道促進キャンペーンや年 2～3 回の戸別訪問等により普及促進を図る。

## 5 . 目標を達成するために行う事業

### 5 - 1 全体の概要

#### 公共下水概要

公共下水道下水道事業は昭和 63 年に当初事業認可を取得し、幾度かの変更認可を経て現在は平成 13 年 12 月 25 日の変更認可にて認可面積 210.0ha、処理計画人口 6,100 人で事業実施をしている。平成 17 年度からは、継続中の中央第一地区・西部第一地区の面整備及び西部第二地区の面整備の着手を行い、要望のある箇所を取り込みながら地区の面整備を行う。

農業集落排水事業は、二宮東部地区において平成 15 年 4 月 16 日に事業実施採択され、事業計画区域面積 118.0ha、処理計画人口 2,270 人で平成 15 年度から平成 20 年度にかけ施設整備を行う。

浄化槽事業については要望のあった箇所から事業を行い、平成 21 年度末の汚水処理人口普及率を 43.3%から 61.7%に向上するため施設整備の充実を図る。

### 5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

#### ( 1 ) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

##### [ 事業主体 ]

- ・いずれも二宮町

##### [ 施設の種類 ]

- ・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽

##### [ 事業区域 ]

- ・公共下水道 二宮町中央第一地区・西部第一地区・西部第二地区
- ・農業集落排水施設 二宮町二宮東部地区
- ・浄化槽 公共下水道・農業集落排水区域を除く二宮町全域

##### [ 事業期間 ]

- ・公共下水道 平成 17 年度～ 21 年度
- ・農業集落排水施設 平成 17 年度～ 20 年度
- ・浄化槽 ( 個人設置型 ) 平成 17 年度～ 21 年度

##### [ 事業量 ]

- ・公共下水道 75 ～ 150 5,060m
- ・農業集落排水施設 250 未満 10,984m
- ・浄化槽 ( 個人設置型 )

処理場	1 力所
5 人槽	8 基
7 人槽	85 基
10 人槽	8 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 二宮処理区で 450 人、農業集落排水施設 農業集落排水施設 二宮東部地区で 2,270 人、浄化槽 360 人

## [ 事業費 ]

公共下水道	260,000 千円
	(うち、単独 58,100 千円)
	(うち、国費 100,950 千円)
農業集落排水施設	2,536,580千円
	(うち、単独 155,000千円)
	(うち、国費 1,190,790千円)
浄化槽(個人設置型)	41,919 千円
	(うち、国費 13,973 千円)
合計	2,838,499 千円
	(うち、単独 213,100 千円)
	(うち、国費 1,305,713 千円)

## 5 - 3 その他の事業

「賑わいと心地よさあふれる 融合のまちづくり再生計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一対的に行うものとする。

### 生涯学習事業

現在、町では生涯学習の一環として、小学校の社会科学習で処理場の施設見学や水環境についての講義、さらに、商工会主催の秋祭りにおいて、「下水道促進キャンペーン」等の普及促進活動を展開している。

今後は社会参加への関心を高める事業を推進し、住民一人ひとりが日常的な生活活動の中で実践できるプログラムを展開し、個人が自発的にその地域で活動できる場を提供する。

### 土地改良事業

二宮町「鹿大根田地区」・「小貝川西地区」・「小貝川西 地区」において実施中の土地改良事業と連携し、農地の整備改善及び農地の利用促進を図ることにより、良好な環境を有する農地を形成し、また後継者の育成を図るなど、地域活性化の効果の期待できるまちづくりを実施する。

## 6 . 計画期間

平成 17 年度 ~ 21 年度

## 7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、施設の整備状況について検討を行う。

なお、整備された污水处理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を把握し、必要に応じて適切な措置をとることとする。

## 8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし

(添付資料)

・図面、工程表の資料等